

訪問型サービスB 補助金のご案内



米子市では、高齢者が生きがいや社会的な役割を持って生活することができる地域づくりに向けて、**高齢者等に対する簡易な生活援助**にご協力いただける団体等を募集しています。

対象となる事業

市内に住所を有する**要支援者等**に対して定期的に実施する以下の生活支援サービスの提供
＜内容＞掃除、ゴミ出し、草取り、庭木の剪定、洗濯、一般的な調理の援助、買物、その他

補助額等

立上げ費用 1団体あたり**5万円**まで

運営費用 実利用者数10人以下：**5,000円**／人

実利用者数11人以上：50,000円＋**10,000円**／人（年間上限20万円）

＜補助の対象となる経費の例＞

利用調整に係るコーディネーター費／講師等への謝礼／ボランティア活動に対する奨励金／研修会受講料等／備品購入費／消耗品購入費／印刷費・コピー代／光熱水費／郵送料／活動用の保険料／手数料／会場使用料／機器リース料 など

▶ 対象事業者

次のいずれかに該当する団体

- 自治会及び自治会の組織内の団体
- 有志による市民団体
- ボランティア団体及び住民のボランティア活動を支援する団体
- 特定非営利活動法人 ● 社会福祉法人 ● 医療法人 など



▶ 主な手続きの流れ

事業者	①実施団体登録	・「訪問型サービスB」の実施団体として米子市の登録を受けます。
米子市	②実施団体登録決定	・登録有効期間は3年間です。(①の手続きは2年目・3年目は省略可)
事業者	③補助金交付申請	・米子市に今年度どのような内容で実施するか、計画を提出して、承認を受けます。
米子市	④補助金交付決定	・訪問型サービスBを実施するために、事前に補助金を受け取る必要がある場合は、“概算払い”により、年度の初めに受け取ることができます。
事業者	⑤実績報告	・米子市に今年度実施した内容を報告して、承認を受けます。
米子市	⑥補助額決定	・確定した補助額に基づき、補助金を請求することができます。